平成２１年（フ）第９６０号
岡山市北区清心町16番37号
債務者　安部　英子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０号
熊本県八代市横手新町21号２番地１　101
債務者　小松　輝雄
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１４１号
熊本県八代市松崎町137番地２
債務者　東　　和弘
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１４２号
熊本県八代市新地町854番地１
債務者　成尾たまよ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１４３号
熊本県八代市高島町4509番地４
債務者　八村　　惠
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２３３０５号
東京都江東区亀戸９丁目33―１―708
債務者　増野　久義
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３８６号
東京都江東区常盤２丁目５―11―536
債務者　久保　久子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３８７号
東京都墨田区押上１丁目23―８―306
債務者　芥子　有喜（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３８８号
東京都豊島区長崎１丁目10―８―403
債務者　黒木　国夫
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３８９号
東京都目黒区下目黒３丁目24―20―301
債務者　白坂智恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４０８号
東京都練馬区下石神井２丁目２―５―208
債務者　高東永薫こと　高　　永薫
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４１０号
東京都荒川区東尾久１丁目９―10
債務者　渡辺　曠子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４１４号
千葉県市川市南行徳２丁目６―10
債務者　桑名　　功
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４１５号
愛知県小牧市光ケ丘５丁目10―３―202
債務者　川井　純子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４１７号
東京都東久留米市幸町３丁目４―27
債務者　畑下　智香
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４３４号
東京都大田区久が原１丁目９―23―107
債務者　本間　秀樹
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４３５号
東京都江戸川区大杉４丁目８―14―101
債務者　松尾　静枝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部